イナンル ました

5678 9012 3456

した。 税番号制度が始まりま イナンバー社会保障・ 平成2年10月からマ

る場合を除いて、番号 ものです。マイナンバ ので、マイナンバーは は一生変更されません に使われるおそれがあ イナンバーは一生使う よって行われます。マ カード」を送ることに マイナンバ が漏えいして、不正 市役所から「通 1 - の通 知 知

実現として、所得や

マイナンバーっ て

災害対策の分野で効率 であることを確認する 数の機関に存在する個 的に情報を管理し、複 付して、社会保障、税、 方に1人1つの番号を 民票を有するすべての ために活用されるもの 人情報が同一人の情報 マイナンバーは、 住

るの? 何のために導入され

大きく次の3つです。 待される効果としては、 る社会基盤であり、期 つ公正な社会を実現す 利便性を高め、公平か ①公平・公正な社会 を効率化し、国民の マイナンバーは、 行

に困っている方にきめ 不正に受けることを防 に免れることや給付を なるため、負担を不当 他の行政サービスの受 止するとともに、 給状況を把握しやすく

> 細やかな支援を行える ようになる。

り、行政機関から様々 自分の情報を確認した 行政機関が持っている 担が軽減される。また、 簡素化され、 削減など、行政手続 ようになる。 を受け取ったりできる なサービスのお知らせ 上として、 ②国民の利便性の 添付書類 国民の負 向

携が進み、作業の重複 て、 などの無駄が削減され 複数の業務の間での連 力が大幅に削減される。 に要している時間や労 照会、転記、入力など などで、様々な情報の ③行政の効率化とし 行政機関や市役所

場面で使うの? から誰がどのような イナンバーはいつ

す。マイナンバーは社 バーが必要になりま の行政手続にマイナン 会保障、税、災害対策 平成28年1月から社

の中でも、 会保障、 税、

には、年金、 きません。 このため、

> るほか、カードのICチ 証明書として利用でき

本人確認のための身

個人番号カードは

また、

の ? カードが配付される

る。

生年月日、 カードは、氏名、 ができます。個人番号 ドの交付を受けること 月以降に個人番号カー 請すると、 された後、市役所に申 マイナンバーが通知 性別、 平成28年1 住所、 マイ

体の条例で定められた 行政手続でしか使用で 法律や自治 災害対策

示されます。

申請書等にマイナンバ などの税の手続などで 福祉の給付、確定申告 保護・児童手当その他 医療保険の手続、 ーの記載を求められま 雇用保険 みなさん 生活

などの金融機関にもマ や証券会社、 の手続の際に、 められる場合がありま イナンバーの提供を求 税や社会保険 保険会社 事業主

> ます。 されるICチップには、 るサービスに利用でき 各自治体が条例で定め 電子申請ができたり、 電子申告・納税システ 証明書を使って、国税 ップに搭載された電子 ムをはじめとした各種 なお、 カードに搭

とはありません。 報が分かってしまうこ は記載されませんの 歴など機微な個人情報 所得の情報や病気の履 枚からすべての個人情 個人情報カード1



カードの使い

道は

ナンバーなどが記載

れ、本人の顔写真が表

10月から お届け

マイナちゃん

ひとりに ひとつ

を不正に入手したり、 処罰の に提供したりする 対象になり

外にむやみに他人にマ 律で定められた目的以 ものです。こうした法 保険者などに提供する イナンバーを提供する 務先、 · は 社 療 地 0 由 全?外部に温個人情報の第 す。 して、 個人情報を保護する システム面 だくために、 報を収集したり、 るものを除い めの措置 心・安全にご利 ない 制 度 イナンバ 。 の? 面 律に規定 を講じてい 0 保護 の両方から 管理 漏 制 て、 1 n 度 用

融

機関、

年金

医

公共団体、

のために、

玉

B

税、災害対策

マイナンバー

つてい

I い の は

自 ?

は安 たり

してい 督を行います。 されてい ナンバーを含む個人情 三者機関 したりすることを禁 います。 が適切に管 るか監視 ま さらに、 7 · 監 理 第 止

置として、 システム 個 面 人情 0 保 護 報 を

従来より重くなっ 反した場合の罰則 7

情

物署とい 元管理する のやりとりをすると 務 年 7 金 政 の情 つ 理 関 たように の情報は のでは 0 報は年金 間 で情 分 税 な

> 0 つ

す。

たり、 たり、 暗号化を行います。 セスできる人を制限 使わないようにし システムにアク 通信する場合 マイナンバーを

を

面 1)

た

認 自 は? 分の 個人情報 の

です。 て自 1 月 システム」 れの 情報提供等記録開 ているか確認できる マイナンバー ようにやりとり から 「分の個人情 稼動する予 が平成29 日報がど を使 年 示

んがあ

ことはできません。

人のマイナンバ

度で済 ④手続 したの 含む自 きる機能が入る予定で システムの機能として た行政 お知らせが来る機能 内容を確認できる機 ②自分の個人情 ①マイナンバー ③一人ひとりに合 報 誰 一分の個 ませることが きを電子 か確認できる 提 供等記 か、 サービスなど なぜ提供 人情報 的 録 開 機 を を 報 示

能。

1)

能。

0

9月補正予

般 会 計 6億2,155万8千円増額

261 億 1,232 万 6 千円

2,696万2千円減額 国民健康保険特別会計

総額 74 億 5,407 万 4 千円

介護保険特別会計 1億3,943万7千円増額

総額 57 億 5.782 万 5 千円

水道事業会計

1,019 万 2 千円増額

総額 11億1,558万2千円

補正なし

後期高齢者医療特別会計

総額

6億

4,726 万円

住宅新築資金会計

総額

4,260 万 7 千円

6 会計総額

411億3,986万6千円

一般会計補正の主なもの

(歳入)

地方交付税 1億129万5千円増

水害対策事業債(合併特例債)

2億310万円増 中学校空調機器設置事業債(合併特例債) 1億1,860万円増

(歳出)

共同作業所改修工事 3,759万5千円增 鴨生第一水路拡張工事

2億円増

中学校空調機器設置工事

1億2,197万円増



市内全中学校に空調機器を設置